

児童扶養手当を受けている方へ



児童扶養手当を受給してから5年を経過するなどの要件に該当する方には、期間が満了する前に市町村から「重要なお知らせ」などが郵送されます。

これまで同様に手当を受給するためには、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書などを提出期限までに提出する必要があります。

児童扶養手当を受給してから5年を経過するなどの要件に該当する方は、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書などを提出する必要があります。

1. 対象者

手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過した日(児童扶養手当認定請求した日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあっては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日)の属する月(以下「5年等満了月」という。)を迎える受給資格者の方。

2. 5年等満了月を迎える方の届出

対象者には、市町村から「重要なお知らせ」が郵送されます。下記の事由に該当する方は、提出期限までに必要な届け出を行ってください。また、該当しない方は、市町村担当者と相談のうえ求職活動を始めた場合などでも、届け出を行うことができますので、早めに市町村窓口にご相談ください。

- 就業している ●求職活動など、自立を図るための活動をしている(平成29年度より、求職活動を2回以上行うことが必要となります。)
- 障がいがある ●負傷・疾病などにより就業することが困難である
- 介護が必要な児童や親族がいて、就業することが困難である

3. 現況届時における届出

5年等満了月を迎えた方は、その後の毎年8月1日から8月31日の間において、現況届と併せて、届け出をする必要があります。対象者には「重要なお知らせ」などが郵送されます。

手当を受けている方には次のような届出義務があります。

1.現況届

手当を受けている方は、年1回、受給資格の審査を受けるため現況届を提出することが義務づけられています。毎年8月1日から8月31日までの間に、必要書類を添付して市町村役場に提出してください。
この届を出さないと、11月以降の手当が受けられません。また、2年間この届を提出しないと資格を失うことになりますので、必ず提出してください。

なお、審査の際には次のことについて、聞き取り調査します。

- ① 受給者・児童又は児童の父母の年金受給状況
- ② 健康保険の加入状況
- ③ 税等の被扶養控除
- ④ 同居人の有無
- ⑤ 生計維持の方法 など

2.資格喪失届

受給者(父母又は養育者)又は対象児童が次のような場合には手当を受ける資格がなくなりますので、ただちに資格喪失届を市町村役場に提出してください。

資格がなくなった日の属する月までの手当が支給されます。

なお、届出が遅くなり過払いがあるときは、その分を後で返納していただくことになります。

- 父又は母が婚姻(事実婚も含む)したとき
- 児童が父又は母と生計同一となったとき
- その他支給要件に該当しなくなったとき
- 児童が児童福祉施設などに入所したとき
- 父又は母が拘禁終了したとき

3.その他の届

このほか次のいずれかに該当するようになりましたら、すみやかに、届等を市町村役場に提出してください。

- 対象児童が2人以上いる場合で、児童のいずれかが、
児童福祉施設に入所したときなど対象児童が減ったとき
 - 手当の対象となる児童が増えたとき
 - 受給者が死亡したとき
 - 受給者が死亡したときで、支払うべき手当が残っているとき
 - 所得の高い扶養義務者と生計を同じくする(異にする)ようになったとき
 - 証書を破損したり汚したとき
 - 証書をなくしたとき
 - 氏名を変更したとき
 - 住所を変更するとき又は変更したとき
 - 支払郵便局、支払金融機関を変更したとき
- (手当を受給していた方が県外に転出する場合には、転出前に必ず届け出てください)
- 父又は母障がいの場合、障がいの有期認定期限が到来したとき
 - 公的年金等の給付を受けることができるようになったとき
 - 受けている公的年金の受給額に変更があったとき
- ※届出が遅くなり、過払いがあるときは、その分を後で返納していただくことになります。
- ※上記のほかにも、手当受給中になんらかの変更があったときは、すみやかに市町村役場に届出してください。
- ※届出の用紙は、市町村役場に用意しています。いずれの場合にも届出の際には、手当証書を持参してください。

手当証書は重要書類です

- ①証書の裏面には、手当を受けるうえで重要なことが書いてありますので、必ずよく読んでおいてください。
- ②証書は、手当を受ける資格があることを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- ③証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

なお、くわしいことについては

市役所(福祉事務所)、町村役場の窓口、又は県児童家庭課におたずねください。

福島県こども未来局児童家庭課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 直通電話(024)521-7176